



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題 (収用、賃貸、解除保証) 3(コンブの土地収用中止 外務省外交史料館レファレンス番号 : H220192)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(1)No.1 公開日 : 平成22年7月7日 外務省外交史料館管理番号 : A'3.0.0.7-1(117) CD・DVD番号 : H22-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

コンクリート地収用中止

ソカヒ
 大政事外務官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀給人電厚計
 書文会營給
 調査長
 領移長
 ア 参地中東
 長 北西
 米 参北北保
 中 参一
 南 参西東洋
 審 西東
 欧 長
 近 参書近ア
 ア 長 次総経国資
 経 源
 長 参質統国万
 経 参政技二
 協 国一理
 長 参参協規
 国 参政経科
 長 軍社專
 長 参道内外
 文 長 一二

注意
 (1. 本電部の内は慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

263

電信写

総番号(TA) 34365
 71年7月10日16時40分 沖繩 主管
 71年7月10日16時44分 本省 発着 米北1
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理
 コンプの土地収用中止
 第73/号 略 至急
 8日新報ゆう刊及び9日付タイムス朝刊は、米軍がてんが
 んさんばし付近の土地収用を断念せる旨及び右は土地収用
 に反対した地主側の5年7カ月にわたる闘争の勝利である
 旨を報道しているところ、本件に関し当方で調査した結果
 次の通り。
 1. 66年1月25日、DE(地区工兵隊)は具志川市(当時は村)字コンプの地主38名に対し、てんがんさんばしにおける積下しの安全を確保するため、17、1エーカーの土地の使用について契約を申し入れ(布令20号に基づく要求告知書を発出)、よく26日には即時占有命令(布令20号I)を発出した。
 2. しかしながら、DEは強制収用を行なうことなく、要求告知書をくり返し発出しつつ、(告知書の有効期間は120日)地主との話し合いを進めた結果、9名の地主が合計5、1エーカーの土地について契約に応じたが、他の29名はあくまで契約に応ずることを拒否し続けた。
 3. DEが本年3月26日に発出した17回目の告知書は

外務省

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

7月24日に失効するところ、高等弁務官は6月30日に18回目の告知書発出は行なわざることと決定した。
 4. 既契約分の5、1エーカーについても返かんすることとし、6月30日付でDEから賃貸借権終了予告をりゆうきゆう政府主席に対し行なつた。
 (了)

-2-

外務省